

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	1 単県治山（市町村営）事業	市町村が熊本県単独治山事業実施要領に基づき実施する次の事業に要する経費（本工事費及び工事雑費に限る） 1 単独補助治山事業 2 自然災害復旧事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	県地域防災計画箇所に該当するもの 3分の2以内 県地域防災計画箇所以外で市町村地域防災計画に該当するもの 2分の1以内	1 補助金額の変更 2 施行箇所の変更（新設又は廃止を含む） 3 治山ダム工、護岸工、水制工及び流路工の施工位置の変更又は新設、廃止 4 山腹基礎工の新設又は廃止（土留工の数の増減を含む）	無	要	〔実績報告〕 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日 ただし、補助金の全額が概算払いにより交付された場合は補助金交付決定年度の翌年度の4月15日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林 保全 課	2 県民の未来につ なぐ森づくり事業 (1) 県民みんなによ る森づくり活動の 支援 ア 団体等による森 づくり イ 県民応募型活動 支援	① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り 等の森林整備作業に要する経費 ② 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修 に要する経費 ただし、熊本県県民の未来につなぐ森づく り事業実施要領別表に定める実行経費とす る。 ① 間伐材等を利用した施設作製及び設置に要 する経費（森づくりに繋がる活動を実施する 場合に限る。） ② 森づくりに関する調査・研究に要する経費 ③ 森林環境学習、自然観察、木工教室等の実 施に要する経費 ④ 森づくりに関する講演会開催に要する経費 ⑤ 県内在住の青年を対象にした森林整備保全 活動等に関する実地研修会の開催に要する経 費 ※ここでいう青年とは、15 歳以上 30 歳未満 とし、中学生は除く。 ⑥ その他、森づくりに資する活動に要する経 費 ただし、熊本県県民の未来につなぐ森づく り事業実施要領別表に定める実行経費とす る。	交付決定の 日から事業 完了の日又 は 3 月 31 日まで	NPO 法人 農林業者の組織する団体 住民等の組織する団体 (ただし、非営利団体で規約等 があり、総会が開催されている こと。) 市町村	資材費等の実 行経費の 10 分 の 10 以内 (千 円未満切り捨 て) ただし、熊本 県県民の未来 につなぐ森づく り事業実施 要領別表に定 める補助率と する。	① 補助金額の増又は 30%以上の減 ② 施行箇所の変更 ③ 補助対象活動の新設 又は廃止 ④ 新たな機械・器具の購 入 (単価が 3 万円以上 のもの) 又は新たな委 託	無	否	〔事業遂行状 況報告〕 知事が報告の 必要があると 判断して求め たとき 〔実績報告〕 3 月 31 日	〔事業遂行状 況報告〕 報告内容に応 じて適宜判断 する。 〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	ウ 学びの森活動推進	<p>(1)施設整備支援</p> <p>① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業に要する経費</p> <p>② 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修に要する経費</p> <p>③ 説明板、案内板等の設置及び補修に要する経費</p> <p>④ 炭窯、東屋等の設置及び補修に要する経費</p> <p>⑤ その他、知事が特に必要と認める施設の整備に要する経費</p> <p>ただし、熊本県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める実行経費とする。</p> <p>(2)体験活動支援</p> <p>① 森林環境学習、自然観察、木工教室等の実施に要する経費</p> <p>② 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業の体験活動に要する経費</p> <p>③ その他、知事が特に必要と認める活動の実施に要する経費</p> <p>ただし、熊本県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める実行経費とする。</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村（公立小中学校） 学校教育法第1条に定める学校（ただし、大学及び高等専門学校は除く。）を設置する学校法人 児童福祉法第39条に定める保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7号に定める幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人 PTA等（保護者会、緑の少年団育成会等を含む。） NPO法人 住民等の組織する団体（ただし、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。） 児童福祉法第41条に定める児童養護施設 (ただし、学校及び児童養護施設から県施設は除く。)	資材費等の実行経費の10分の10以内（千円未満切り捨て） ただし、熊本県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める補助率とする。	①補助金額の増又は30%以上の減 ②施行箇所の変更 ③補助対象活動の新設又は廃止 ④新たな機械・器具の購入（単価が3万円以上のもの）又は新たな委託	無	否	〔事業遂行状況報告〕 知事が報告の必要があると判断して求めたとき 〔実績報告〕 3月31日	〔事業遂行状況報告〕 報告内容に応じて適宜判断する。 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林 保全 課	(2)森林公園整備・ 活用の支援 ア 森林公園の整 備・機能充実	<p>熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める森林公園等の機能向上を図るために要する以下の経費</p> <p>① 森林整備 ② 路網整備 ③ 標識類整備 ④ 休憩施設 ⑤ 安全防護施設 ⑥ 利便性向上施設 ⑦ その他、知事が特に必要と認めるもの</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	<p>実行経費の10分の10以内(千円未満切り捨て)。 ただし、補助事業者ごとに総額250万円を上限とする。</p>	<p>① 補助金額の増又は30%以上の減 ② 施行箇所の変更 ③ 補助対象事業の新設又は廃止 ④ 新たな機械・器具の購入(単価が3万円以上のもの)又は新たな委託</p>	無	否	<p>〔事業遂行状況報告〕 知事が報告の必要があると判断して求めたとき</p> <p>〔実績報告〕 3月31日</p>	<p>〔事業遂行状況報告〕 報告内容に応じて適宜判断する。</p> <p>〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>
	イ 森林公園の有効活用	<p>熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める森林公園等を活用した森林環境教育等の活動に要する以下の経費</p> <p>① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業 ② 説明板、案内板等の設置及び補修 ③ 炭窯、東屋等の設置及び補修 ④ 森林環境学習、自然観察、木工教室等の実施 ⑤ その他、知事が特に必要と認める施設の整備及び活動の実施</p> <p>ただし、熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める実行経費とする。</p>		<p>NPO法人 農林業者の組織する団体 住民等の組織する団体 (ただし、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。)</p>	<p>資材費等の実行経費の10分の10以内(千円未満切り捨て) ただし、補助事業者ごとに総額250万円を上限とする。</p>					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	3 森林・山村多面的機能発揮対策事業	地域協議会が活動組織に対して交付する森林・山村多面的機能発揮対策交付金に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日までに行われる活動	熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(1) 活動推進費 14,100円以内(初年度のみ) (2) 地域環境保全タイプ (里山林保全) 15,000円/ha以内(初年度) 14,400円/ha以内(2年目) 13,800円/ha以内(3年目) (3) 地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備) 35,600円/ha以内(初年度) 33,100円/ha以内(2年目) 30,600円/ha以内(3年目) (4) 森林資源利用タイプ 15,000円/ha以内(初年度) 14,400円/ha以内(2年目) 13,800円/ha以内(3年目) (5) 森林機能強化タイプ 100円/m以内 (6) 関係人口創出・維持タイプ 6,300円/年	1 県交付金の増又は30%を超える減 2 事業内容の主要な部分の変更(区分の追加又は廃止)	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	4 シカによる森林被害調査・地域対策支援事業	<p>① 林業者によるシカ捕獲技術向上に向けた取り組みに要する経費 基礎知識セミナー、わな設置研修会、止め刺し講習会等の開催等に要する経費</p> <p>② ICT導入による効率的な捕獲手法の検証に要する経費 ・モデル地域における捕獲手法の検討に要する経費(箱わなリース・設置、くくりわな購入・設置、囲いわな購入・設置等) ・ICT導入促進・技術向上に要する経費(センサー機器設置・管理、管理・運用講習会の開催、ドローンによる撮影等) ただし、シカによる森林被害調査・地域対策支援事業実施要領別表に定める実行経費とする。</p>	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、森林組合、猟友会及び森林所有者等で構成される地域協議会	・資材費等の実行経費の10分の10以内(千円未満切り捨て)	①補助金額の増又は30%以上の減 ②施行箇所の変更 ③補助対象活動の新設又は廃止 ④新たな機械・器具の購入(単価が3万円以上のもの)又は新たな委託)	無	否	〔事業遂行状況報告〕 知事が報告の必要があると判断して求めたとき 〔実績報告〕 3月31日	〔事業遂行状況報告〕 報告内容に応じて適宜判断する。 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	5 森林サービス産業創出支援事業	令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに沿って、森林空間や地域資源を活用した森林サービス産業創出プランを作成するために実施する、情報収集、課題解決研修会、先進地視察及び都市部におけるニーズ調査等に必要経費。	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村が参画する地域協議会	定額補助（上限4,000千円）	補助金額の増又は30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	6 森林吸収量クレジット化推進事業	J-クレジット(森林分野)のプロジェクトを登録するための審査に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	・県内の森林について、J-クレジット(森林分野)のプロジェクト登録の申請を行う者(方法論あたりのCO2吸収見込み量が、国の支援対象基準を満たす者を除く。)	2分の1以内(600千円を上限)	補助金額の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日